

## 農地（採草放牧地）使用貸借契約書

貸し主（以下「甲」という。）及び借り主（以下「乙」という。）は、農地法の趣旨にのっとり、この契約書に定めるところにより使用貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して甲及び乙がそれぞれ1通を所持するとともに、その写し1通を胎内市農業委員会（以下「農業委員会」という。）に提出する。

### 1 使用貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対し農地法第3条許可申請書に記載する土地、その他の物件を貸し付ける。

### 2 使用貸借の期間

使用貸借の期間は、                  年          月          日から  
  年          月          日までとする。

### 3 使用貸借物の返還

（1）使用貸借物の返還の時期については、民法第597条によるものとし、使用貸借物の返還がなされた場合には、所定の方法にて遅滞なく農業委員会に届け出なければならない。

（2）使用貸借契約が終了したときは、乙は甲に対して目的物を原状に復して返還する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りでない。

### 4 使用貸借物の維持管理

借主は、使用貸借の期間中は、通常の使用貸借物の使用収益を為すに支障をきたさない程度以上の維持管理をするものとする。

5 契約の変更

契約事項を変更する場合は、その変更事項をこの契約書に明記し、かつ、農業委員会に遅滞なく届け出なければならない。

6 租税公課の負担

(1) 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(2) 乙は、目的物の通常の維持保存に要する経常費を負担する。

7 その他

この契約書に定めのない事項については、甲・乙が協議して定める。

年 月 日

甲：貸し主 住所 胎内市

氏名 ⑩

乙：借り主 住所 胎内市

氏名 ⑩